

日立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正に伴い、職員の育児休業に関する規定を改めるため、本条例を制定するものがあります。

日立市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日立市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「次のいずれかに該当する」を削り、「以外の」を「であって、次のいずれかに該当するもの以外の」に改め、同号ア(ア)中「第２条の４」を「当該子の出生の日から第３条の２に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から６月を経過する日、第２条の４」に、「、２歳」を「当該子が２歳」に、「引き続き」を「引き続いて」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する会計年度任用職員

(ア) その養育する子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）（当該子について当該会計年度任用職員が第２条の３第２号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている会計年度任用職員であって、同条第３号に掲げる場合に該当して当該子の１歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて会計年度任用職員として採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の

任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第2号中「当該会計年度任用職員が当該子」を「、当該会計年度任用職員が、当該子」に改め、同条第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「（当該会計年度任用職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））

の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該会計年度任用職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該会計年度任用職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該

地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「会計年度任用職員が」を「ものが」に、「育児休業に係る子について、当該任期为」を「任期を」に、「満了後に会計年度任用職員に引き続き」を「満了後引き続いて」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の日立市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号の計画を申し出た職員に対する同条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

参 考

改 正 要 旨

1 育児休業の取得回数制限の緩和に伴う規定の整理

育児休業について、育児休業等計画書を提出することで2回に分割して取得できるとする規定を削ることとした。

2 会計年度任用職員の子の誕生日から57日以内の育児休業の取得要件の緩和

会計年度任用職員の子の誕生日から57日以内の育児休業の取得要件のうち、当該会計年度任用職員について継続的な任用が見込まれる期間（現：子の1歳6か月到達日まで）を、子の誕生日から57日と6月を経過する日までに改めることとした。

3 会計年度任用職員の子の1歳以降における育児休業の取得の柔軟化

会計年度任用職員の子の1歳以降における育児休業（現：開始日は子の1歳又は1歳6か月到達日の翌日に限る。）について、配偶者の育児休業の末日の翌日以前の任意の日から取得できることとした。